

少第 163 号  
地第 259 号  
捜一第 267 号  
広第 320 号

平成 24 年 5 月 14 日

[一部改正 平成 25 年 9 月 20 日広第 474 号]

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

児童虐待への対応における取組の強化について（通達）

児童虐待への対応については、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（平成 18 年 10 月少年補導第 289 号）等により、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、適切な対応に努めているところであるが、全国における平成 23 年の児童虐待の検挙件数、検挙人員及び被害児童数はいずれも統計を取り始めた平成 11 年以降で最多を記録したほか、残念ながら、関係機関の事前関与がありながら児童が死に至る事案も発生するなど、児童虐待問題は極めて厳しい状況にある。

こうした昨今の厳しい状況を踏まえ、警察としては、関係部門相互間の連携強化はもとより、関係機関と緊密な連携を保ちながら、一層積極的に必要な措置を講じていく必要があり、中でも、児童虐待対策の中核である子ども相談センターとの連携は極めて重要である。

そこで、各警察署にあっては、子ども相談センターとの一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、警察部内における的確な対応を徹底するため、下記のとおり児童虐待への対応における取組の強化を推進されたい。

記

## 1 子ども相談センターとの連携の強化

### (1) 個別事案における連携の強化

県健康福祉部には、援助要請に対応した事案を含め、通告した事案について、通告後の「一時保護」、「在宅で対応中」等の対応結果及びその後の「一時保護解除」、「施設入所」等の状況変化についての情報提供を依頼しており、各警察署においては、子ども相談センターと情報共有を図り、通告後の児童の状況に関する情報を確実に把握すること。

また、一時保護が解除された場合を含み、引き続き被害児童を保護者が監護している場合には、当該児童に関する各種情報に照らして危険度の判断を行い、再被害のおそれが認められるときは、子ども相談センターへ情報提供するとともに、その危険度に応じた頻度を設定するなどして、定期的に児童の安全が確保されているか情報交換を行うこと。

### (2) 子ども相談センターにおける研修への積極的な協力

子ども相談センターから、立入調査や臨検・捜索に関する令状請求事務等に関する研修への派遣要請があった場合は、積極的に協力すること。

なお、立入調査や臨検・捜索の合同研修等に当たっては、事例を設定したロールプレイ方式を採り入れるなど、実効が上がるよう工夫すること。

## 2 警察組織としての的確な対応の徹底

### (1) 児童の安全の直接確認の徹底

児童の泣き声等虐待が疑われる情報を認知した場合は、発生場所を特定して警察職員が児童の安全を直接確認するため、現場臨場、付近住民への聞き込み、警察が保有する各種情報の照会、関係機関に対する関連情報の照会等を含め、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため最大限の措置を講ずること。

### (2) 危険度・緊急度の的確な判断及び情報の共有

生活安全課は、集約した情報を被害児童ごとに整理するとともに、新たな情報の認知の都度、全ての情報を総合的に分析し、危険度や緊急度の判断を的確に行うこと。この際、必要な場合には、子ども相談センターへの通告や立入調査等の働きかけを迅速に行うとともに、地域課等の関係部門に必要な情報を提供するほか、子ども相談センター、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との情報共有に配慮すること。

なお、児童通告を行う場合には、通告に係る児童の保護者に対し子ども相談センターへ通告する旨を説明しておくなど、引き続き行われる子ども相談センターによる対応についても配慮すること。

### (3) 迅速的確な事件化判断と捜査体制の確立

児童虐待の端緒を得た場合には、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出保護するため、事案の緊急性・重大性を迅速に検討し、事件化の可否及び要否を的確に判断すること。

その際、表見的事実からは比較的軽微な罪状しか認められず、事件として取り扱うべきか否かの判断が容易でない場合は、警察署長から当該事案に係る補佐を命ぜられた警察署の刑事課長は、生活安全課と緊密に連携を図るとともに、刑事部捜査第一課に対して擬律判断等に係る報告、相談等を積極的に行い、同課強行犯担当調査官（以下「事件指導担当者」という。）から指導・助言を受けること。

また、事件として取り扱うべきと判断された事案については、可能な限り速やかに所要の捜査を行って児童を救出保護するため、事件指導担当者は、当該警察署に捜査員の派遣を行うなどの支援を行うとともに、必要な場合には、刑事部内の捜査員の派遣について調整するなど、迅速な捜査体制の確立を図ること。

### (4) 児童虐待の早期発見等に関する教養の徹底

児童虐待事案は、相談のみならず、110番通報、街頭補導活動、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力事案といった各種警察活動の過程で認知する可能性があることから、全ての警察職員に対して、児童の身体所見、

生活環境、保護者や児童の様子等から児童虐待の可能性を敏感に察知できるよう、別添「児童虐待対応マニュアル」を活用するなどして、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底や生活安全課への情報の集約について教養を徹底すること。

(5) 児童虐待事案の対象者が転居した場合の措置

警察署長は、児童虐待事案（児童虐待が疑われる事案を含む。）の対象者が管内から転居したことを知った場合は、転居先を管轄する警察署長（他の都道府県警察の場合は、警察本部少年課経由）に対し、当該児童に関する必要な情報を提供すること。情報提供を受けた警察署においては、危険度・緊急度に応じて、子ども相談センターと連携して安全確認を実施するなど必要な措置を講ずること。

(6) 報告及び記録

ア 報告

児童虐待事案に係る相談や通報等を受理した場合は、警察安全相談管理業務に相談情報を入力・登録する等により「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）に定める「受理及び処理票」を作成し、所属長へ報告すること。

なお、児童虐待を認知した場合は、「児童虐待事案認知等報告書の様式変更について」（平成20年4月1日付け少第181号）に定める児童虐待事案認知等報告書により、本部少年課へ報告すること。

イ 記録

子ども相談センターに通告が必要と認められる要保護少年については、「岐阜県少年警察活動規程」（平成19年付け訓令第40号）の規定に基づき、少年事案処理簿に事案の処理経過を確実に記載し明らかにしておくこと。

※別添省略